

大分市配水監視システム更新事業

募集要項

令和8年4月

大分市上下水道局

目 次

1	募集要項の位置づけ	1
2	事業内容に関する事項	1
	(1) 事業内容に関する事項	1
3	事業者の募集及び選定に関する事項	3
	(1) 募集及び選定に関する基本的事項	3
	(2) 募集及び選定の手順に関する事項	4
	(3) 応募者の備えるべき参加資格要件	8
	(4) 提出書類の取り扱い	10
4	事業契約に関する事項	11
	(1) 事業契約の締結	11
	(2) 次点交渉権者との協議	11
	(3) 費用の負担	11
	(4) 契約保証金	11
5	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
	(1) 責任分担に関する基本的な考え方	11
	(2) 予想されるリスクと責任分担	11
	(3) モニタリングの実施	12
6	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
7	事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
8	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
	(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12
	(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	13
	(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	13
	(4) その他	13
9	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
	(1) 法制上及び税制上の措置	14
	(2) 財政上及び金融上の支援	14
	(3) その他の支援に関する事項	14
10	その他事業の実施に関し必要な事項	15
	(1) 応募に伴う費用負担	15
	(2) 問合せ先	15

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

- (1) 「本事業」とは、大分市配水監視システム更新事業をいう。
- (2) 「事業者」とは、本事業を実施する民間事業者をいう。
- (3) 「本設備」とは、大分市上下水道局配水監視システムを構成する設備をいう。
- (4) 「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）の総称をいう。
- (5) 「設計企業」とは、設計業務を行う者をいう。
- (6) 「建設企業」とは、建設業務を行う者をいう。
- (7) 「応募者」とは、事業者の選定にかかる募集に応募する共同企業体（以下「JV」という。）又は単独企業をいう。
- (8) 「不可抗力」とは、大分市（以下「市」という。）及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、(i) 天災（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、地盤沈下、落雷、地下水の浸出、疫病その他感染症の流行等）、(ii) 人災（戦争、騒乱、暴動、テロ等）及び (iii) その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込可能な範囲外のものをいう。
- (9) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、許認可を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。

1 募集要項の位置づけ

この募集要項は、大分市（以下「市」という）が「大分市配水監視システム更新事業」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、本事業及び本プロポーザルに係る条件を提示するものであり、下記に示す資料は、募集要項と一体のものである。

なお、令和8年1月20日に公表した実施方針及び令和8年3月17日に公表した「実施方針に関する質問・意見への回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 様式集
- ・ 事業者選定基準
- ・ 事業契約書（案）
- ・ セルフモニタリング基本計画書

2 事業内容に関する事項

（1）事業内容に関する事項

ア 事業名称

大分市配水監視システム更新事業

イ 対象となる公共施設等の概要

配水監視システムは、大分市内317箇所の水道関連施設のうち既存の被監視局を持つ施設120箇所（更新後の被監視局は122局）、および監視施設である古国府浄水場・えのくま浄水場・横尾浄水場、および上下水道局本庁舎で構成される。施設の一覧は実施方針別紙1に示したとおりである。

ウ 公共施設等の管理者の名称

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

エ 事業の目的

本事業は大分市上下水道事業における主要な設備である配水監視システムにおいて、耐用年数経過による、機器とシステムの更新を行うものである。更新に伴い、システム構築を見直し、効率のかつ経済的なシステムの選定を行い、効率的な水運用と維持管理の経済性を向上させることを目的とする。

オ 事業の概要

大分市内に点在する配水施設の警報と状態・流量・水位・圧力・水質の遠隔監視を主に行う、下記の4種類の既存システムの統合を伴う更新を行う事業とする。

- ① オンプレミス系テレメータ配水監視システム（三菱電機製）
- ② クラウド系監視システム（日本ソフト開発製）
- ③ クラウド系監視システム（小松電機産業製）
- ④ 自動通報装置（NEC プラットフォームズ製）総合監視システム

カ 事業の方式

本事業は、本設備の設計・建設を事業者に委ねるDB方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）及び建設（Build）を一括して民間に委託する方式）で行う。

キ 本事業における事業者の業務範囲

- a 設計業務
 - (a) 実施設計業務
 - (b) 設計に伴う各種申請等の業務
- b 建設業務（機器製作、撤去、据付業務）
 - (a) 本システムを構成する機器の製作、不要設備の撤去および据付（各種申請業務、周辺地域との調整及び準備調査等を含む。）
 - (b) 試運転業務
 - (c) その他建設に必要な関連業務（完成検査、各種申請に必要な書類の提出等）
 - (d) 完成図書の作成
- c その他業務
 - (a) 市職員の教育
 - (b) その他事業実施に必要な業務

ク 本事業における市の業務範囲

- (ア) ユーティリティの供給・確保（停電時は除く電力の供給、ただし既存無停電電源設備の容量に余裕がある場合の既存設備使用は可とする。）、通信費
- (イ) モニタリングの実施
- (ウ) その他必要な業務

ケ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約成立後発注者の指定する日から令和12年（2030年）2月末日までとする。

表1 事業スケジュール（予定）

内容	スケジュール
事業契約の締結	令和 8 年（2026年）11 月下旬
設計・建設期間（試運転期間含む）	事業契約締結日～令和 12 年（2030年）2 月 28 日

※ただし、アナログ回線の終了の期日が令和11年3月31日のため、専用回線の切替えはそれまでに終了させること。

コ 事業者の収入

市は、事業者に対して、本設備の設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。

サ 本事業に関する要求水準

本事業の対象となる設計・製作・据付までの業務（以下「各業務」という。）において、市が求める性能基準・仕様の項目及び達成水準は、要求水準書に提示する。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

（1）募集及び選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、各業務を通じて効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者には幅広い能力・ノウハウが必要であるため、事業者の選定にあたっては、市の負担額（導入・維持管理費用）、提案される機能内容等を総合的に評価する。

イ 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定は、透明性・公平性・競争性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

ウ 選定における評価について

現在、市が設置している、市職員から構成される「配水監視システム更新事業に係る事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提案内容の評価基準に関する検討及び応募者が提出する技術提案書の評価を行う。

エ 優先交渉権者の決定方法

（ア）参加資格の確認

市は、応募者からの参加表明書及び参加資格審査申請書類をもとに、参加資格要件の具備、業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

a 参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の確認

参加希望者から提出された参加表明書及び参加資格審査に必要な書類により、技術提案に関する要件を除く参加資格を確認する。

募集要項等に示す参加資格要件を満たしていない場合は、参加資格がないものとする。

b 参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書について、各様式に記載された内容が、要求水準に示す最低限の要求要件をすべて満たしていること、そして実現性や安全性等に係る技術的所見が適正であることを確認する。

技術提案の内容に最低限の要求要件を満たさない事項がある場合や技術的所見が適正であると判断できない場合は、参加資格がないものとする。また、技術提案書を提出した応募者が6者以上あった場合、技術評価項目に関する定量評価の結果により、5者に絞り込みを行うこととし、5者以外の応募者についてはプレゼンテーション及びヒアリングを実施しない。

なお、詳細は別添「要求水準書」、「事業者選定基準」参照。

(イ) 提案価格及び技術提案内容による評価

委員会は、提案価格に基づいた価格評価点及び技術提案内容に基づいて評価された技術評価点により総合的に評価する。その評価を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

なお、詳細は別添「事業者選定基準」参照。

オ 公募の中止等

競売妨害又は談合行為の疑いがあるとき、不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者がいないときは、再公募又は公募の取り止め等の対応を取る場合がある。

カ 提案上限価格

本事業の提案価格の上限額は、金1,222,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

ただし、提案価格は、事業契約書（案）に規定する物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税相当額を含まない。

(2) 募集及び選定の手順に関する事項

ア 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおり。

表 2 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和 8 年 4 月 22 日（水）	募集要項等の公表
令和 8 年 4 月 22 日（水）～ 5 月 21 日（木）	募集要項等に関する質問及び意見の受付
令和 8 年 6 月 25 日（木）	質問回答の公表
令和 8 年 6 月 26 日（金）～ 7 月 2 日（木）	参加表明書の受付
令和 8 年 7 月 16 日（木）	参加資格審査結果の通知
令和 8 年 7 月 17 日（金）～ 9 月 3 日（木）	技術提案書の受付
令和 8 年 10 月下旬～ 11 月上旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和 8 年 11 月中旬	最優秀提案者である優先交渉権者の決定及び公表
令和 8 年 11 月下旬	事業契約の締結

イ 募集要項等に関する質問及び意見の受付及び回答の公表

本事業への参加を希望する者（法人に限る。）からの、募集要項等に関する質問及び意見の受付及び回答の公表を次のとおり行う。

（ア）質問及び意見の受付方法

募集要項等に関する質問及び意見を、様式1-1～1-2に必要事項を記載の上、10（2）に示す問合せ先への電子メールにて受け付ける。電子メールの件名には「募集要項等に関する質問及び意見書」と記載しメール送付後に電話にて受信の確認を行うこと。

技術提案内容やノウハウの流出防止を目的として個別に回答を希望する場合は、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質問の内容が一般的である場合や、提案内容等に密接に関連せず質問者から公表の了承を得られた場合は、質問の内容及び回答を公表する。

（イ）受付期間

令和 8 年 4 月 22 日（水）～令和 8 年 5 月 21 日（木）午後5時まで
また、上記に示す受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

（ウ）質問に対する回答の公表

質問及びそれらに対する回答は、市ホームページにて公表する。ただし、質問の提出者名は公表しない。

回答公表日：令和 8 年 6 月 25 日（木）

（エ）本事業に係る参考資料の閲覧

本事業に関連する既存設備の竣工図書等、参考資料の閲覧を行う。閲覧期間は、募集要項等の公表日から技術提案書の提出日までとする。

閲覧希望者は、10（2）に示す問合せ先にタイトルを「資料閲覧希望」とする電子メールにて連絡すること。なお、様式1-3 資料閲覧に係る誓約書を提出すること。閲覧日等、閲覧

方法の詳細については、上記連絡時に協議を行うこととする。

ウ 参加表明書の受付

本事業への参加を希望する者（法人に限る。）は、参加資格審査に関する書類を次のとおり提出し、市の確認を受けること。

（ア）提出書類

別添「様式集」に示す。

（イ）提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、10（2）に示す問合せ先へ持参または郵送*により提出すること。

郵送の場合は「大分市配水監視システム更新事業 プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送に伴う書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。郵送した場合は、到着したか市に確認の連絡をすること。

*郵送とは必ずしも日本郵便（株）による配達サービスを指定するものではなく、宅急便等の集荷・配達記録が残る配達サービスも使用することができる。（以下同様。）

（ウ）受付期間

令和 8 年 6 月 26 日（金）～令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 5 時まで必着。

持参の場合は、上記期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に持参すること。

ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く

エ 参加資格審査結果の通知（技術提案に関する要件を除く）

参加資格審査の結果は、令和 8 年 7 月 16 日（木）までに代表企業に対して電子メール及び書面により通知する。

オ 参加資格審査結果への理由説明の受付及び回答

参加資格がないと通知された者は、市に対して参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

（ア）受付方法

電子メールに「参加資格がないと認めた理由の説明要求書」（様式2-6）を添付し、10（2）に示す問合せ先へ送付すること。電子メールの件名には「参加資格審査結果への理由説明の申出」と記載しメール送付後に電話にて受信の確認を行うこと。

（イ）受付期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時まで

（ウ）理由説明への回答

市は説明を求められた場合、令和 8 年 8 月 6 日（木）までに説明を求めた代表企業に対し

て電子メールにより回答する。

カ 技術提案書の受付

参加資格の確認を受けた応募者は、技術提案書を次のとおり提出すること。

(ア) 提出書類

別添「様式集」に示す。

(イ) 提出方法

技術提案書は、10 (2) に示す問合せ先へ持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は「大分市配水監視システム更新事業 プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送に伴う書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。

郵送した場合は、到着したか市に確認の連絡をすること。

(ウ) 受付期間

令和 8 年 7 月 17 日 (金) ～令和 8 年 9 月 3 日 (木) 午後 5 時まで必着。

持参の場合は、上記期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に持参すること。

ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く

キ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市は、技術提案書を提出し、事業者選定基準に示す手順により選定した応募者に対し、プレゼンテーションの実施及び委員会による技術提案書に対するヒアリングへの出席を求める。

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング実施日

令和 8 年 10 月下旬～令和 8 年 11 月上旬

日時、場所の詳細は追って通知する。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの方法等

プレゼンテーション及びヒアリングの方法、時間配分等は技術提案書を提出した応募者の代表企業に対し、追って通知する。

ク 最優秀提案者の決定及び優先交渉権者の公表

(ア) 最優秀提案者及び優先交渉権者の決定

委員会は審査結果を踏まえ、最優秀提案者を決定する（次点優秀提案者含む）。市は、最優秀提案者を優先交渉権者とし、契約交渉を行う。

(イ) 結果及び評価の公表

市は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、優先交渉権者を令和 8 年 11 月中旬に市の公式ホームページにおいて公表する。

ケ 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、技術提案書提出期限までに、

「応募辞退届」（様式3-1）を、10（2）に示す問合せ先まで提出すること。

コ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない、いずれの応募者も市の求める要求水準に達していない等の理由により、本事業をDB方式で行うことが妥当ではないと市が判断した場合には、事業者を選定しない旨を速やかに公表する。

（3）応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

（ア）応募者の構成

応募者は、設計企業及び建設企業を含むJV又は3（3）イ（イ）に示す要件を1社で満たす単独企業であること。

（イ）JVの構成

応募者は、参加資格の確認に必要な書類の提出時に構成員それぞれの企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。また、構成員の中から代表構成員を定め、代表構成員が参加資格の確認に必要な書類の提出及び応募手続を行うこと。

事業契約の締結前に、JVの結成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結すること。

（ウ）他のJVへの参加について

JVの構成員は、他のJVの構成員となることはできない。なお、単独企業として本事業へ応募する者も、他のJVの構成員となることはできない。

（エ）JVを構成する者の変更について

参加申請書類の提出から事業契約の締結に至るまで、JVを構成する者の追加・変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認める場合はこの限りではない。

イ 各業務を行う者の参加資格要件

（ア）応募者の参加資格要件（共通）

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- b 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止措置を受けている者。
- c 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置を受けている者。
- d 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等

を受けた事実がある者。

- e 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- f 3（1）に記載の委員会の委員及び実施方針公表日から事業契約締結まで本事業に関わって当該委員及び委員を辞した者に接触を試みた者。
- g 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社日水コン
 - ・三浦法律事務所

（イ）応募者の参加資格要件（業務別）

「設計企業」「建設企業」は、上記（ア）の要件の他にそれぞれ以下の参加資格要件を満たすこと。

a 設計企業

- (a) 設計にあたる企業は管理技術者として技術士（電気・電子部門）、又はRCCM（電気電子）の登録を受けている者、又は電気通信工事施工管理技士1級の資格を有するものを配置可能であること。

b 建設企業

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、全ての企業が以下の(a)～(b)を満たし、少なくとも1社が(c)～(e)を全て満たすこと。なお、建設企業数は応募者の提案とするが、それぞれが適切な役割を果たすこと。

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 3 条の規定による、電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。
- (b) 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1616 号）により、電気工事の業種区分の認定を受けている者であること。
- (c) 参加資格要件確認基準日において、大分市の制限付一般競争入札発注基準における総合数値（電気工事）が 1000 点以上であること。
- (d) 平成 18 年度以降に、50,000 m³/日以上処理能力を持つ浄水場の中央監視制御システム及び機器を納入した実績、もしくは、50 か所以上の水道施設（浄水場、配水池、ポンプ場等）を一括監視するシステムを構築、納入した実績を有すること。
- (e) 建設業法第 26 条に規定される技術者（参加表明書、資格審査書類を受付した日以前 3 ヶ月以上の雇用関係がある者）を当該工事に配置できること。

ウ 参加資格の確認基準日以降の取り扱い

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受け付けた日とする。なお、確認基準日以前に建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品等において、競争入札参加資格審査の申請を完了し、技術提案書の提出までに、入札参加資格の認定を受けたことが確認できた場合は、当該参加資格要件を満たすものとする。

応募者が参加資格審査基準日以降に参加資格を欠く事態が生じた場合は参加資格を取り消し、又は事業契約を締結しない場合がある。なおJVの場合は下記のとおりとする。

(ア) 代表構成員が参加要件を欠くこととなった場合

代表構成員が参加要件を喪失した場合は当該応募者の参加資格を取り消し、又は当該優先交渉権者と事業契約を締結しない。いずれの場合も、市は一切の費用負担を負わない。

(イ) その他構成員が参加要件を欠くこととなった場合

a 参加資格の確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの期間

当該JVが参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、参加できるものとする。なお、当該JVが、参加資格を欠いた構成員の補充を行わない場合であっても、市が認めた場合は、当該JVが参加することも可能とする。

b 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの期間

当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格を確認し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。また、当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員の補充を行わない場合であっても、市が認めた場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結することも可能とする。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等が必要と認めるときは、市は技術提案書の全部又は一部を応募者の許諾を得た範囲において使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市は事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しない。

イ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これ

らの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

4 事業契約に関する事項

(1) 事業契約の締結

優先交渉権者として選定された応募者は、速やかに市と協議を行い、協議が整った場合には、事業契約を市と締結しなければならない。

(2) 次点交渉権者との協議

ア 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点優秀提案者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

イ 事業契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

市は、事業契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合は、次点優秀提案者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(3) 費用の負担

事業契約書の作成に係る優先交渉権者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(4) 契約保証金

事業者は、事業契約に係る契約保証金として、事業契約に係る契約金額の10分の1以上の額を納付しなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

(3) モニタリングの実施

ア 本市によるモニタリングの実施

本市は、事業者が行う設計業務及び建設業務等が本市の定める要求水準及び事業者が提案した水準に適合するものであるか、定期的開催する工程会議において確認を行う。なお、工程会議の開催頻度については契約後に協議する。

事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が要求水準及び提案水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

イ 事業者によるセルフモニタリングの実施

事業者は、自らの業務実施状況が要求水準を満たしているかを確認することを目的としたセルフモニタリング計画書を作成し、本市の確認を得た後にセルフモニタリング業務を実施すること。設計及び建設段階における報告は月報、年報により行うこと。

ウ モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、事業者が実施する各業務が要求水準書、技術提案書及び事業契約書（案）のサービス水準を満たしていないと判明した場合、市は事業者に速やかな改善を求める。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

対象施設については令和8年1月20日に公表した実施方針別紙1に示したとおりである。

7 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書（案）に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、事業契約書（案）に定める仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合、事業契約書（案）に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、事業者の実施する業務が要求水準、又は事業者の提案を満たさないと判断した場合には、業務内容の改善を求める。事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

イ モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかった場合には、市は事業契約を解除することができる。

また、市は事業者が改善措置を講じてもなお、各業務の実施に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、市は事業契約を解除する前に、事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

ウ 事業者の倒産等による事業契約の解除

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は事業契約を解除することができる。

エ 損害賠償

イ及びウにより事業契約が解除された場合、事業契約書（案）に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 損害賠償

前号により事業契約が解除された場合、事業契約書（案）に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとする。

一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手に事前に書面によりその旨を通知することにより、市及び事業者は契約を解除することができるものとする。

(4) その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等を取得する場合、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

10 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 問合せ先

大分市上下水道局上下水道部浄水課

〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号

電話：097-538-2425

FAX：097-538-2444

E-Mail：jogesui-josui@city.oita.oita.jp